

鹿沼市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、鹿沼市立図書館条例（平成元年条例第28号）第2条に規定する図書館（以下「図書館」という。）において、雑誌の寄附を受け入れることにより図書館資料の充実を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 雑誌スポンサー この要綱の規定により、図書館に雑誌を寄附する法人（事業を営む個人を含む。）若しくは団体（以下「法人等」という。）又は個人（事業を営む個人を除く。以下同じ。）をいう。
- (2) スポンサー誌 雑誌スポンサーから寄附を受けた雑誌をいう。

(広告の掲載)

第3条 スポンサー誌には、当該スポンサー誌を寄附した法人等に係る広告を掲載することができる。

(申込み)

第4条 雑誌を寄附しようとする法人等又は個人は、鹿沼市立図書館雑誌スポンサー申込書（様式第1号）に、次の各号に掲げるものの区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添えて、館長に申し込まなければならない。

- (1) 法人等 次に掲げる書類
 - ア 法人等の事業内容が確認できる書類
 - イ 雑誌スポンサー名表示及び広告
 - ウ その他法人等の事業及び広告の内容を確認するため必要があると館長が認めたもの
- (2) 個人 本人であることを証明できる身分証明書の写し

(審査)

第5条 館長は、前条の規定による申込みを受け付けた場合は、速やかに承認又は不承認について審査し、鹿沼市立図書館雑誌スポンサー決定通知書（様式第2号）により、審査の結果を応募者に通知するものとする。

2 館長は、応募者が次の各号のいずれかに該当するときは、申込みに係る寄附を受け入れないものとする。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業を営む場合
- (2) 消費者金融又は高利貸しを営む場合
- (3) 喫煙又はギャンブルその他青少年の保護及び健全育成の観点から適切でない事業を営む場合
- (4) 法令に定めのない医療類似行為を営む場合
- (5) 鹿沼市暴力団排除条例（平成24年鹿沼市条例第3号）第2条第1号に規定する暴力団又はこれと密接な関係を有する場合

- (6) 宗教団体、政治団体又はこれに類するものである場合
 - (7) その他雑誌スポンサーとして適当でないと館長が認めるもの
- 3 館長は、広告の内容が次の各号のいずれかに該当する場合であって、広告として不適当と認められる場合は、広告の掲載をしないものとする。
- (1) 雑誌スポンサー以外の法人等に関するものである場合
 - (2) 法令等に違反し、又はそのおそれがある場合
 - (3) 公の秩序若しくは善良の風俗に反し、又はそのおそれがある場合
 - (4) 政治又は宗教に関するものである場合
 - (5) 意見広告その他の特定の主義主張を目的とするものである場合
 - (6) 虚偽の内容が含まれ、若しくは誤解を与え、又はこれらのおそれがある場合
 - (7) 内容又は責任の所在が不明確である場合
 - (8) ギャンブルに関するものである場合
 - (9) 不当な比較広告又はそれに類するものである場合
 - (10) その他図書館における広告として適当でないと館長が認めるもの
(雑誌の寄附)

第6条 前条第2項の承認を受けた応募者は、館長の指示に従い、館長が指定する雑誌納入業者と雑誌の購読に係る契約を締結し、当該雑誌を図書館に寄附するものとする。

2 前項の契約は、館長が雑誌スポンサーを承認した日の属する月の翌月から1か年分の雑誌の購読契約とし、雑誌スポンサーは当該購読契約に係る費用を一括先払いで前項の雑誌納入業者に支払うものとする。

3 前項の費用のほか、雑誌スポンサーは、雑誌の寄附に係る一切の費用を負担するものとする。

4 雑誌スポンサーは、第2項の購読契約をした雑誌が休刊又は廃刊となった場合は、館長と協議し、他の雑誌を図書館に寄附することができる。

5 館長は、第10条第1項に規定する期間（以下「スポンサー期間」という。）満了の3か月前までに雑誌スポンサーから寄附の停止の意思表示がないときは、スポンサー期間を自動的に1年間延長するものとし、雑誌スポンサーは、購読契約に係る一切の費用を第1項の雑誌納入業者に支払うものとする。

(スポンサー誌の帰属等)

第7条 スポンサー誌の所有権は、前条第2項の購読契約に基づき図書館に納入された時点において図書館に帰属するものとする。

2 雑誌スポンサーは、いかなる理由があっても、寄附をした雑誌の返還を図書館に求めることはできない。

(スポンサー誌の配架)

第8条 スポンサー誌の配架場所、位置、期間等は、館長が決定する。

(承認の取消し)

第9条 館長は、雑誌スポンサーが第5条第2項各号に該当すると認めるときは、当該雑誌スポンサーの寄附に係る承認を取り消すことができる。

2 前条の規定による取消しは、将来に向けてのみその効力を生じ、既に寄附を受けた雑誌に対しては効力を生じないものとする。

(広告の掲載期間)

第10条 スポンサー誌への広告の掲載期間は、原則として館長が掲載を承認した日の属する月の翌月1日から1年の期間とする。

2 館長は、第6条第5項の規定によりスポンサー期間が自動継続になった場合は、広告の掲載期間を自動的に1年間延長するものとする。

(広告の掲載方法)

第11条 スポンサー誌の広告の掲載方法は、館長が別に定める。

(雑誌スポンサーの責務)

第12条 雑誌スポンサーは、スポンサー誌に掲載した広告の内容について一切の責任を負うものとする。

(広告掲載の取消し等)

第13条 館長は、スポンサー誌への広告の掲載後、当該広告に係る雑誌スポンサーが第5条第2項各号のいずれかに該当し、又は当該広告が第5条第3項各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該広告の掲載を停止し、又は取り消すことができる。

2 前項に定めるもののほか、館長が必要と認める場合は、雑誌スポンサーに広告の内容等の変更、広告の掲載期間の短縮その他の措置を求めることができる。

3 前2項の規定により広告の掲載が停止され、又は取消された場合であっても、雑誌スポンサーは承認に基づき雑誌の寄附を継続しなければならない。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、館長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年1月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年9月1日から適用する。